

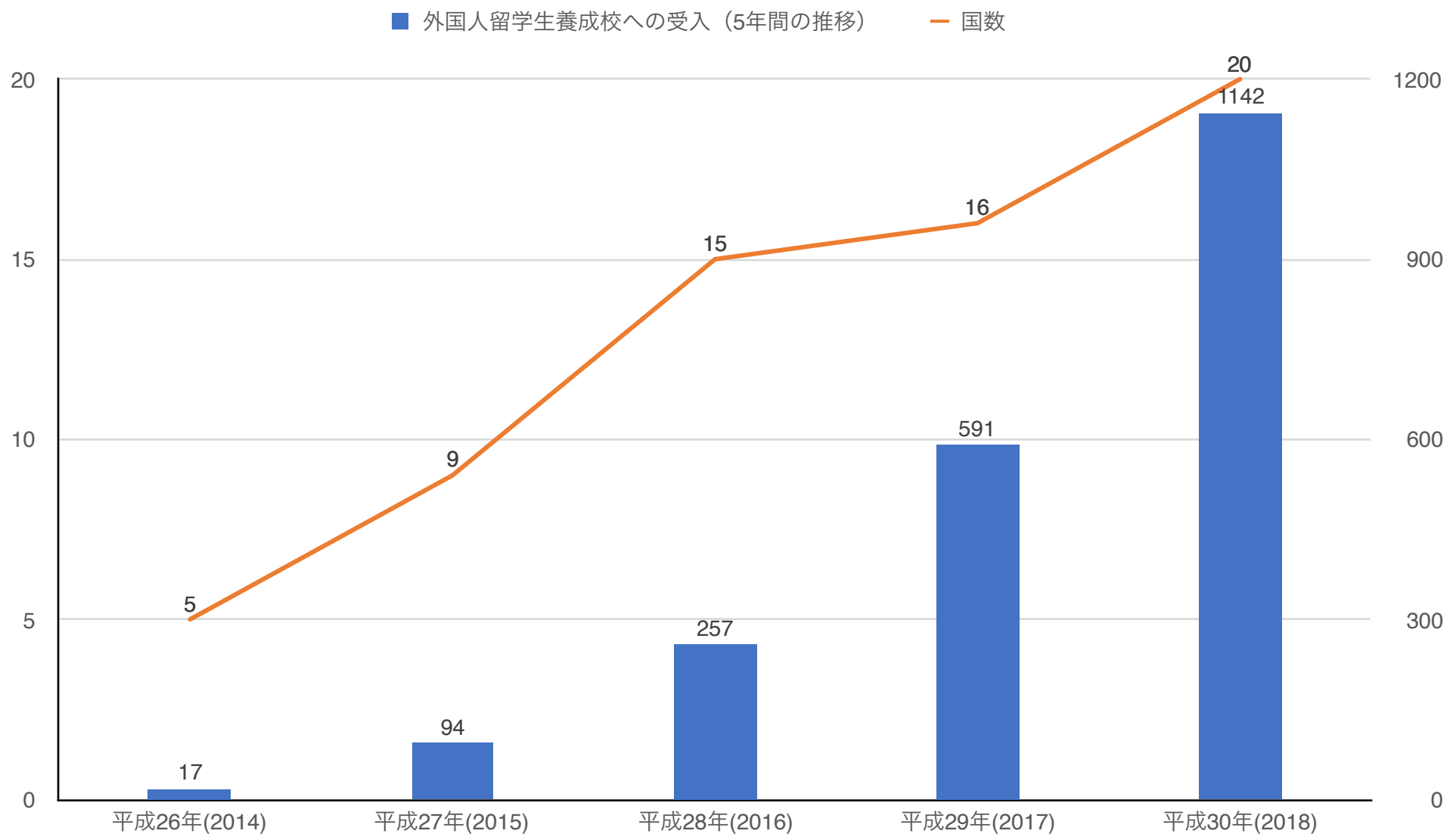
介護留学生希望の皆様へのご案内

目次

- ①過去5年間の介護留学生受入の推移
- ②日本における介護福祉士のニーズ
- ③介護とは
- ④介護福祉士の仕事
- ⑤介護福祉士のカリキュラム（勉強内容）
- ⑥養成施設卒業後の職場紹介
- ⑦介護就労ビザ取得までの流れ
- ⑧アルバイトの紹介
- ⑨応募

①過去5年間の介護留学生受入の推移

日本では、海外からの介護留学生の受け入れ人数が年々増加しています。

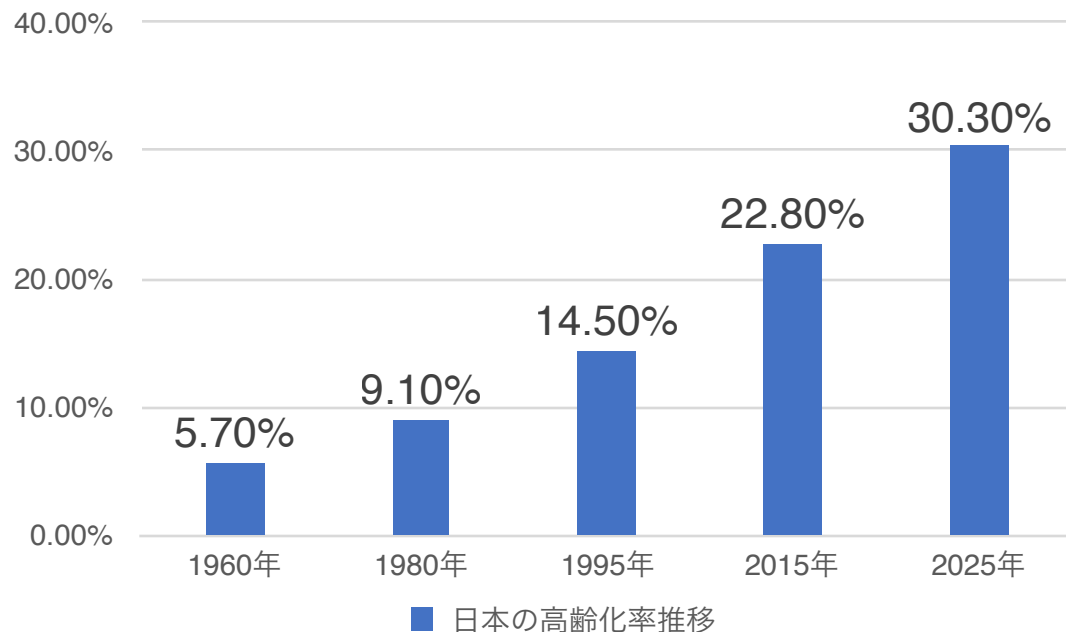


②日本における介護福祉士のニーズ

日本では急速に高齢化が進んでおり、日本政府の推定では2025年までに日本では55万人の介護職員が不足します。

高齢化社会を支える介護の中心的存在である介護福祉士へのニーズは今後も高まります。

日本の高齢化率推移



介護職のニーズ



厚生労働省のデータに基づく

③介護とは

人と人をつなぎ、支えるやりがいのある仕事

介護（かいご、英: nursing, elderly care）とは加齢や障害のため、自分らしい生活に不都合が生じた人に対し、社会で自立したその人らしい生活が継続できるように支援すること

高齢化や障害に伴って日常生活に不自由が出てきた人に対して、その人らしい日常生活が送れるように手助けをしたり、介助を必要としている人とその家族の相談にのってアドバイスをしたりします。

日本の介護の特徴は、介護を必要としている人間の尊厳を大切にし、科学的根拠に基づいた介護を行うことにあります。

④介護福祉士の仕事

施設や自宅に住む高齢者や障害者の入浴、排せつ、食事をはじめ、心理的、社会的支援を含めた心身の状況に応じて介護を行います。利用者の家族へ介護の方法を助言・指導したり、家族の精神面の支えにもなります。



身体介護



心のケア



他職種との連携

※看護師との違い

介護福祉士は【日常生活の支援】が主たる業務の【福祉職】です。

看護師は【療養上の世話と診察の補助】が主たる業務の【医療職】です。

⑤介護福祉士のカリキュラム（勉強内容）

養成校では少なくとも授業を1850時間学びます。授業の内容は以下のようになります。

社会の理解(60時間)
人間の理解(60時間)
人間と社会に関する科目(120時間)
介護の基本(180時間)
コミュニケーション技術(60時間)
生活支援技術(300時間)
介護過程(150時間)
介護総合演習(120時間)
介護実習(450時間)
発達と老化の理解(60時間)
認知症の理解(60時間)
障害の理解(60時間)
こころとからだのしくみ(120時間)
医療的ケア(50時間)

※この他にも各養成校独自の授業もあります



⑥就職先(特別養護老人ホームなど)



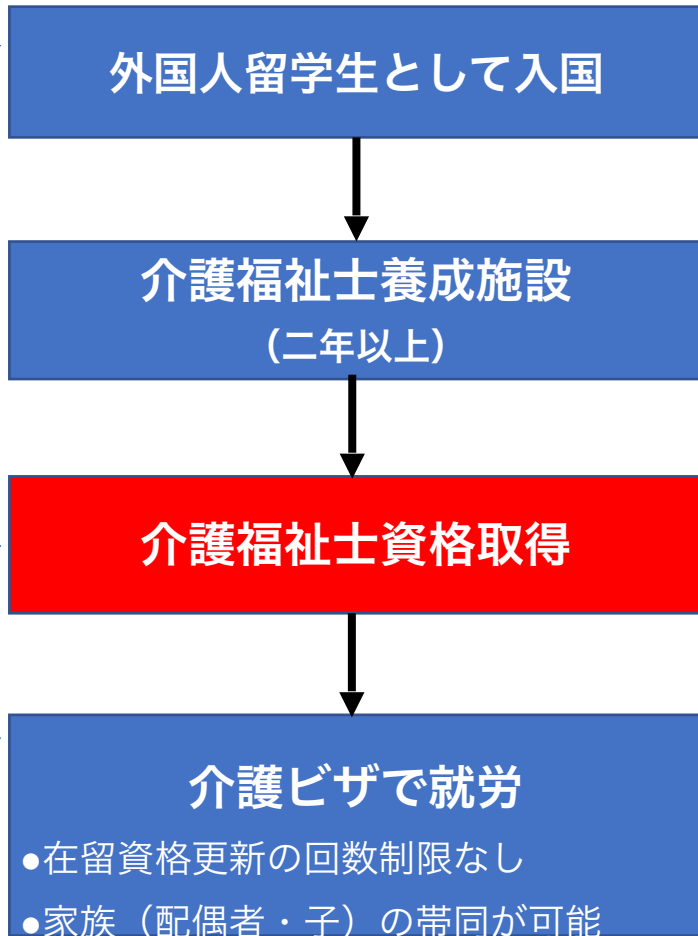
自宅で自立生活が困難な高齢者が入所する施設です。

例えば介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。他にも在宅復帰を支援する施設や、施設入所サービス、通所サービス、訪問サービスなど様々なタイプの施設があります。

入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することとされています。

⑦介護就労ビザ取得までの流れ

留学ビザ
介護就労ビザ



- ①希望する学校を選んでください。 <http://kaiyokyo.net/school/index.html>
- ②奨学金が必要であれば、各学校と奨学金の相談をしてください。
- ③希望する学校の面接を受けて、留学ビザの申請に進んでください。

2022年までは、介護福祉士国家資格の不合格者も在留可能です。



奨学金やビザ申請に関してのご相談は下記をご参照ください。

- ①下記のサイトに記載されている介護福祉士養成施設に直接相談する。
<http://kaiyokyo.net/school/index.html>
- ②介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センターに問い合わせる。

telephone : 0120-07-8508

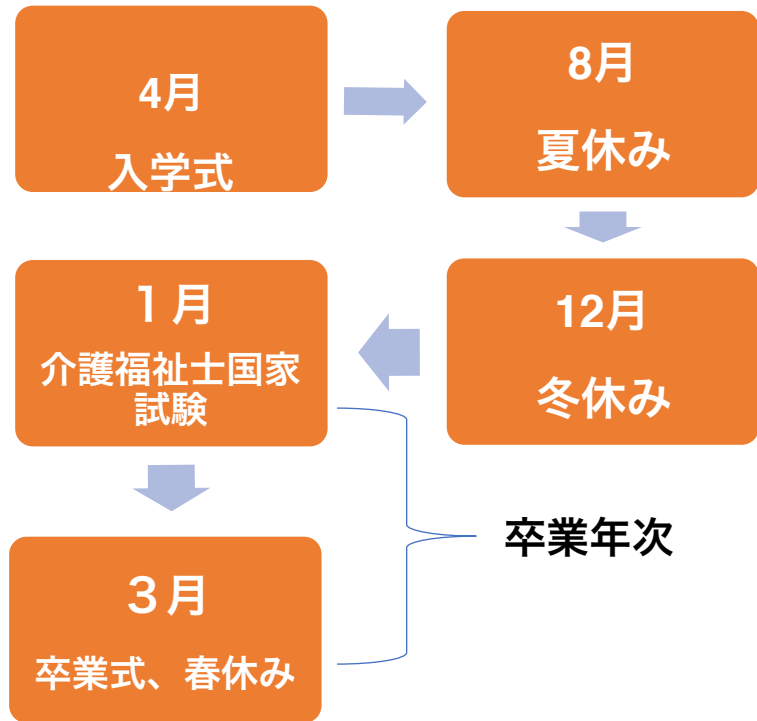
email : kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net

⑧アルバイトの紹介

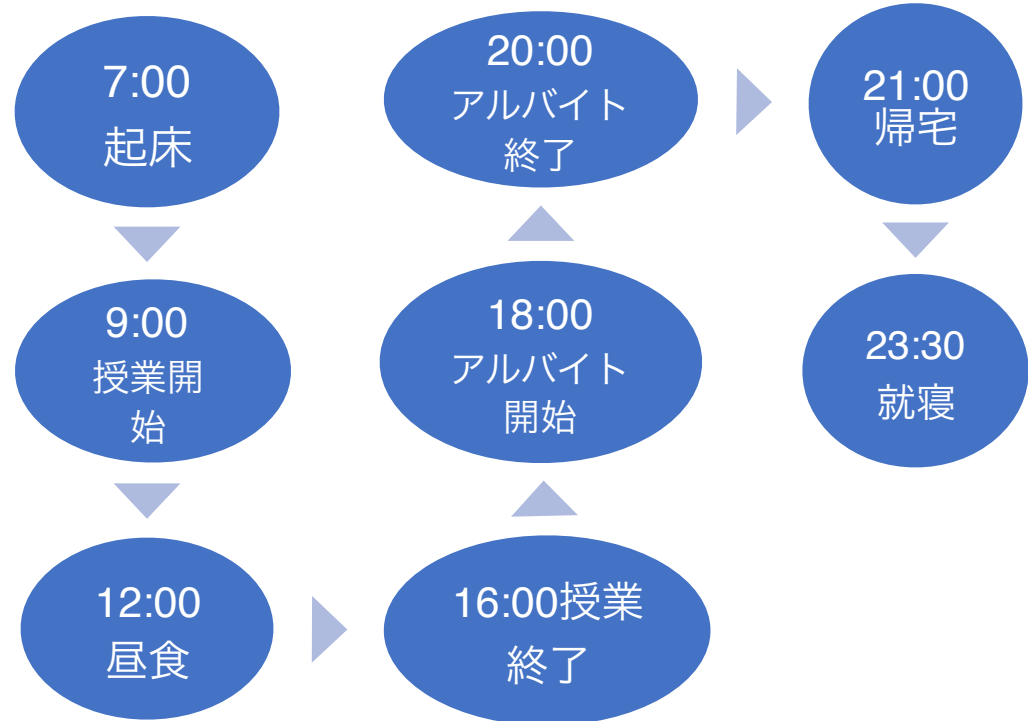
日本語学校や介護福祉士養成校にいる間、留学生が自立して生活できるように支援します。学生の状況に応じてアルバイトを紹介します。

※アルバイトの時間制限と給料：週28時間、月給は10万円程度。但し、夏休みや冬休み等長期の休校中には一日8時間程度働くことも可能です。

学校の年間スケジュール (例)



留学生の一日(例)



⑨介護福祉士養成施設への応募条件

【絶対に必要な条件】

- 年齢が18歳以上の外国籍であること
- 日本以外の国において12年間(高校卒以上)の学校教育を受けていること。また、中等教育機関を10年または11年で修了した場合、文部科学省が「準備教育課程」として指定した教育機関を修了した者。

【上記に加えて、以下の条件の中から、一つを満たすことが必要です】

- ①財団法人日本国際教育支援協会および独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN1またはN2に合格した者。
- ②日本留学試験（日本語の読解、聴解、および読聴解の合計）で200点以上を取得した者。
- ③法務省より告示を受けた日本国内における日本語教育機関で、6ヶ月以上の日本語教育を受けた者かつ養成校で日本語能力試験N2相当以上の能力を確認された者。
- ④各介護福祉士養成施設の試験に合格した者。